

件 名	消防団の団員報酬について
受付日	令和7年1月20日
ご意見・ご提案 の概要	以前は消防団の団員報酬を分団がまとめて受け取り配布する形式だったが、これが問題視され、現在は年間で決められた金額が各団員の銀行口座へ直接振り込まれるようになった。 しかし、支給後に分団が各団員の銀行口座から引き落としをすることになり、結局飲み会や旅行にも使われている。 また、退団の申入れをしても辞めさせてもらえない。 消防団への加入は任意であり、報酬についても規定されているにもかかわらず、これらが守られていないことは、県が指導するべきではないか。
県の考え方	団員報酬は、団員に対しその労苦に報いるために支払われているものであり、分団がその運営に必要な公務上の経費に充てるために引き落とすことは不適切であること、消防団における懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員の総意に基づいて行われるべきものであることについて、改めて市町村へ周知しました。 また、退団の申入れの件についても、過度な説得を行わないよう、機会を捉えて、市町村へ周知します。
担当課	危機管理部 消防課